

諸外国、特にアジア太平洋地域との連携協力のあり方
～国境を越える環境情報をどのようにアジアを中心とした地域に生かしていくか～

1 環境情報についての国際交流をどのような視点から展開するか

我が国が関わる国際環境情報交流の枠組みは数多く存在している。
それをどう効果的に組み合わせて交流を進めていくべきか。この場合、国際機関、政府、地方自治体、NGO、企業などの各主体の役割はどうあるべきか。

- ア 我が国の取組・経験を伝え、アジア太平洋地域各国の取組を促す
- イ 日本の取組を適切に評価してもらうための情報を発信する
- ウ お互いに必要な情報を協力して作り出していく

2 我が国の取組・経験を伝え、各国の取組を促進するとの視点

- ア 我が国のモニタリングなどの環境情報収集・提供の取組を伝える
 - 自然環境保全基礎調査
 - 典型7公害のモニタリング体制
 - 情報の公表の手法、クールビズ
- イ 我が国の過去の出来事・取組の経験を伝えていく
 - 水俣病、公害対策、アセスメント、

論点： 我が国の経験を、具体的にどのように各国で生かすことができるのか
仕組みの導入 → どこまで各国で有効か
人材育成 → 各国でこれら人材を生かすことができる政策を展開しているか

3 日本の取組を適切に評価してもらうための情報発信との視点

- ア 環境の視点からの国債の評価 → 政府の取組の情報が国債価格を左右する
- イ 製品、サービスの国際取引の際の「環境情報」として我が国の取組があり得るか
 - 農産品、公害対策技術など

課題： 政府が実施すべきこと、民間が担うべきことは分けが必要ではないか
情報の信頼性を国際的にも担保する必要

4 日本と各国が協力して、必要な情報を作り出していくとの視点

ア 国境を越えて日本と各国の双方に必要な情報を収集・提供する

温室効果ガス排出量、渡り鳥の生息・渡りの情報、廃棄物等の移動のデータ

イ 我が国の技術を生かして、各国に必要なデータを作っていく

課題: :アについては、国際条約や二国間の取り決めなどの国際約束に基づくと進みやすい

ODA援助か、技術として商売になるのか